あいしんＩＣカード特約

１．（特約の適用範囲）

（１）　この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

（２）　この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。

（３）　この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

２．（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

（１）　当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合

（２）　当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合

（３）　当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

（４）　その他当金庫所定の取引をする場合

３．（ＩＣカードの有効期限）

（１）２０２０年３月１６日以降に発行したお客さま

・ＩＣカードの有効期限は、ございません。

（２）２０２０年３月１５日以前に発行したお客さま

・ＩＣカードの有効期限は、ＩＣカード上に表示された年月の末日までとします。

・ＩＣカードの有効期限後は、ＩＣカードの利用はできません。

・ＩＣカードの有効期限が到来する場合には、有効期限のない新しいＩＣカードを事前に送付します。有効期限が到来したＩＣカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてＩＣチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

以 上

（２０２５年１０月）